

2021年改正少年法における「特定少年」の位置づけ*

丸山 雅夫

I はじめに

世界の少年法制は、1899年にアメリカ・イリノイ州シカゴのクック・カウンティに少年裁判所が創設されたことに始まった。それは、さまざまな困難を抱えた子ども（要保護少年）を保護的・福祉的に扱うもの（福祉モデル）であり、著名な法哲学者のロスコー・パウンドによって、「マグナ・カルタが署名されて以来の司法分野における最大の出来事である」と絶賛された。福祉モデル少年法制は、反社会的行動に走った子ども（特に犯罪少年）さえをも要保護少年の一部として、保護的に扱うべきものとし、成人犯罪者と区別された独立の制度（少年法制）のもとで保護的に扱うことになったのである。特に犯罪との関係で言えば、それは、過去の行為（犯罪）に着目して相応の処罰（刑罰による責任追及）を目的とする成人刑事司法と異なり、過去の行為（非行）を契機としながらも、個々の行為者の再社会化（処遇による要保護性の解消）を目的としている。前者が、「侵害原理」を前提として「行為責任」の追及を重視するもの（行為主義）であるに対し、後者は、保護原理を前提として「特別予防的観点」からの個別処遇を重視するもの（行為者主義）である。こうした福祉モデル少年法制は、20世紀初頭の世界において急速な広がりを見せることになった。

第2次大戦後の1948年に当時のアメリカ少年法制に倣って制定されたわが国の現行少年法（昭和23年法168号、1959年1月1日施行）⁽¹⁾も、福祉モデル少年法制を当然に受け継ぐものであった。それは、処分決定時⁽²⁾に20歳未満の者（少年）を対象として（2条1項）、犯罪少年（犯罪構成要件に該当する違法な行為を行った行為時14歳以上の少年[3条1項1号]）、触法少年（行為時14歳未満で犯罪少年と同様の行為を行った者[同2号]）、虞犯少年（犯罪・触法少年以外で、一定の事由[虞犯事由]に該当して、将来的に犯罪行為または触法行為をする虞[虞犯性]のある処分時20歳未満の者[同3号]）を「非行のある少年」（非行少年）と名づけて管轄している。非行少年への対応は、家庭裁判所による保護処分（性格の矯正および環境の調整による保護的処遇）が大原則であり（保護処分優先主義）、刑罰による責任追及（刑事処分）はきわめて例外的なものとしてされている（1条）。そのため、すべての非行少年は専門機関である家庭

裁判所に送致され（全件送致主義を前提とする検察官先議の否定 [41条・42条]）、家裁でその後の扱いが判断される。したがって、少年犯罪については、家裁に先議権と専議権が認められ（家裁先議・専議主義）、家裁が刑事処分を相当と判断して検察官送致（逆送）をしない限り、少年犯罪が刑事裁判手続に係属することはない（20条）。少年法は、刑法や刑事訴訟法に優先するものなのである（40条）。

しかし、こうした保護主義を前提とする現行少年法については、制定直後から、旧少年法（大正11年法42号）的な対応への復帰を旨とす改正に向けた動きが活発化した。旧少年法は、18歳未満を少年としたうえで、犯罪少年については検察官先議を前提とする刑事処分優先主義を原則とし（刑事裁判所の管轄）、触法少年と虞犯少年および起訴猶予とされた犯罪少年だけを保護的に扱う（少年審判所の管轄）ものであった⁽³⁾。刑事司法は検察官が担うべきものとする法務当局は、犯罪少年を刑事的に扱うことを当然視していたのである。そうした認識は、現在に至るまで連綿と続いている。その背景には、現行少年法がアメリカの占領政策のもとで制定されたことへの反感や反発があったと言われている⁽⁴⁾。その後、さまざまな紆余曲折を経て、2021年5月21日に「少年法等の一部を改正する法律」が成立し（令和3年法47号）、翌年の4月1日から施行されている。以下、2021年改正に至る経緯を確認したうえで、改正法で新たに導入された「特定少年」への対応を中心に検討する。

* 条文の引用に際しては、少年法は法令名を省略し、それ以外は一般の例（六法全書巻末の「法令名略語」参照）に従って略記する。また、委員会等の表記も、適宜、特定できる形で略記する。

- (1) 現行少年法の制定過程については、内藤文質「新少年法立案の過程」家裁月報5巻8号（1953年）47頁以下、柏木千秋「少年法のできるまで」刑政70巻1号（1958年）20頁以下、同「少年法の位置づけについて」刑法雑誌18巻3・4号（1972年）12頁以下、守屋克彦「少年法改正の歴史と少年法」齊藤豊治／守屋克彦『少年法の課題と展望 第1巻』（成文堂、2005年）1頁以下、参照。
- (2) わが国の少年法は、原則として処分決定時の年齢を基準とする点で、行為時を基準とする多くの少年法制と異なっている。なお、わが国の少年法でも例外的に行為時の年齢を基準とする場面があり、その場合は条文に明示されている（51条、60条、61条）。
- (3) 旧少年法の詳細については、森田明編著『日本立法資料全集18・19 大正少年法（上）（下）』（信山社、1993年・1994年）、同「大正少年法の成立過程」同『少年法の歴史的展開—〈鬼面仏心〉の法構造』（信山社、2005年）11頁以下、参照。
- (4) 平場安治「少年審判における司法作用と行政作用」ジュリスト353号（1966年）26頁、亀山継夫「少年法改正要綱の意図するもの」警察研究41巻11号（1970年）54頁以下、木村栄作「少年法の理念」警察研究43巻2号（1972年）16頁以下。

II 2021年改正に至った経緯

(1) 2021年改正への布石：頓挫した改正構想と部分的改正の実現

1 現行少年法制定直後の1951年12月には、当時の法務庁が、年長少年（18歳・19歳）の犯罪に検察官先議制度を復活させることを中心とする少年法改正構想を公表した。それに続いて、法務省刑事局内に青少年課のスタッフを中心とする少年法調査研究会が設置され（1959年）、少年法改正に向けた動きが現実味を帯びて進行していくことになった。

こうした動きのなかで、1966年5月に、法務省の「少年法改正に対する構想（一）（二）・同説明書」が公表された。それは、戦後の少年非行の変化（激増、凶悪化、知能犯化）を背景として、①年齢に応じた刑事政策の実現、②関係機関相互の責任と権限の明確化、③検察官の参加と適切な刑事政策の実現、④保護と矯正の執行面の充実、⑤その他、から構成された「青少年」構想を中心として、別案も用意されていた。構想の中心は、18歳未満を「少年」とし、18歳以上23歳未満程度を「青年（層）」として、青年刑事事件手続は検察官先議を前提とした刑事訴訟手続によるものとするものであった。しかし、この構想は、最高裁判所・日本弁護士連合会・少年法研究者らの強い反対に遭い、実現するには至らなかった。その後も、全面改正に向けた作業を精力的に進めた法務省は、1970年6月、「少年法改正要綱」を法制審議会に諮問した。そこでの基本的認識は構想と同様であり、非行少年に対する刑事処分の拡大と人権保障の強化を中心として、当時の少年法の構造や理念の根本的変革を目指すものであった⁽⁵⁾。特に年齢との関係では、18歳・19歳を「青年」（準成人）として、青年事件手続を原則として刑事訴訟手続によるものとした。この要綱に対しては、法務省の独善的とも言える「観念的な改正論」に対する批判が強く加えられた。それは、「20年を超える現行少年法の運用の実績からしても、年長少年の実態、少年非行の現状から考えても、いま制度を根本的に変革し、歴史の流れにも逆行して、要綱の目ざすような方向へ改正することを必要とする理由は全くない」と断じた最高裁の見解に象徴されていた⁽⁶⁾。

2 諮問は法制審議会少年法部会の審議に付され、6年余りにわたって69回の会議で審議されたが、最高裁や日弁連、研究者らの強硬な反対もあり、一致した結論に至りえなかった。他方、長期間の議論の結果、現行少年法の問題点やそれらへの対応について、大方の意見の一致が見られた部分も少なくなかった。そこで、1976年11月に、前年に提出された植松部会長試案にもとづいて、「法制審議会少年法部会中間報告」が公表され、翌年の6月には、「中間報告」と同一内容の「少年法改正に関する中間答申」が法務大臣に提出された。そこでは、「現行少年法の基本的構造の範囲内で、差し当たり速やかに改善すべき事項」として、大方の賛同が得られる見込みの高い事項が具体的に提案された⁽⁷⁾。その基本的な内容は、少年年齢を20歳未満として、少年審判の対審構造化（検察官関与）を避け、全件送致主義を実質的に維持するものであった。そのため、構想と要綱には強く反対していた最高裁も、中間報告・中間答申には

賛成する立場へと転換した。他方、絶対反対の立場を鮮明にしていた日弁連が、「改正」阻止に向けた活動を大規模に展開し、研究者の多くも反対の立場を明らかにしたため、根本的な改正を目ざした作業は完全に中断することになった。

もっとも、中間報告・中間答申が提言した内容の多くは、少年法全体の改正を前提とするまでもなく、その後の部分的改正や通達等にもとづく実務の運用によって、事実上の対応がすでに実現している⁽⁸⁾。その結果、最後に残された論点は、特に18歳・19歳の犯罪少年に対する検察官先議主義の導入（復活）の是非と可否ということになっていた。

3 少年法の全面改正が断念された後も、2021年改正までには、いくつかの重要な部分的改正が実現していた。現行少年法の制定から半世紀後の2000年には、比較的大きな改正が行われている（平成12年法142号）。それは、少年事件の処分等のあり方の見直し、少年審判の事実認定の適正化、被害者への配慮の充実を大きな柱とするものであった⁽⁹⁾。特に本稿との関係で重要なのは、観護措置期間の延長（17条3項・4項・9項）、少年審判における裁定合議制の導入（裁31条の4第2項）、事実認定手続への検察官の任意的関与（22条の2）と検察官関与事件への弁護士付添人の必要的関与（22条の3）、検察官による抗告受理申立制度の導入（32条の4）、保護処分終了後における救済手続の整備（27条の2）、刑事処分可能年齢の引下げ（20条1項）、原則逆送制度の導入（同2項）、行為時18歳未満の犯罪少年に対する無期刑の緩和の裁量化（51条2項）、死刑を無期刑に緩和した場合における仮釈放可能期間短縮の特則の不適用（58条2項）であった。

2000年改正に続く2007年改正は（平成19年法68号）、触法少年に対する強制調査を含む調査権限を警察に付与し（6条の2～6条の5）、少年院収容年齢の下限を引き下げるとともに（24条1項但書、旧少院1条の2・2条）、保護観察の遵守事項違反に対する警告と収容処分申請制度を導入した（26条の4、更生67条）⁽¹⁰⁾。また、2008年改正は（平成20年法71条）、犯罪被害者等基本法（平成16年法161号）の成立を受けて、被害者への配慮を重視する内容で、被害者等による少年審判傍聴制度の導入（22条の4・22条の5）が特筆すべきものであった。さらに、2014年改正は（平成26年法23号）⁽¹¹⁾、特に犯罪少年に厳しく対応する内容のもので、行為時18歳未満の者の無期刑を有期刑に緩和する場合の選択刑の範囲の引き上げ（51条2項）、不定期刑の範囲の引き上げ（52条）、仮釈放要件の引き上げ（58条1項2号）、にその趣旨が明らかである。

2000年以降の改正は、いずれも、実現が見送られた抜本的改正とは異なり、少年法の基本的構造の改編を目ざすまでのものではなかった。ただ、限定的ではあるものの、少年法の枠内で成人刑事裁判に準じた（類似の）扱いを認めた点に、成人刑事司法（行為責任）への傾斜が明らかにうかがわれるものであった。こうした状況のもとで、2021年改正に向けた当初の目論見は、少年法の適用年齢の上限を引き下げることによって、18歳・19歳の犯罪を少年法の適用対象から完全に排除し、成人犯罪として検察官先議を前提とする刑事司法のもとに置こうとするものであった。

(2) 適用年齢引下げに向けた動き

1 少年法適用年齢の上限の引下げに向けた議論は、国民投票の投票年齢を18歳以上とする「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年法51号）の制定から始まった。その後、民法の成年年齢の引下げが法制審議会に諮問され（諮問第84号）、「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」（2009年7月29日）は、諸外国とのバランスや国法上の統一性の観点等から、「特段の弊害がない限り、選挙年齢と民法の成年年齢とは一致していることが望ましい」とする認識を明らかにした⁽¹³⁾。それに続いて、公職選挙法等改正法（平成27年法43号）による選挙関連法令の改正で、選挙権年齢の18歳への引下げが実現した（公選9条1項・2項、地自18条⁽¹⁴⁾）。また、同改正法は、連座制が適用される犯罪を行った年長少年（18歳・19歳）を少年法20条2項による原則逆送の対象とすることを明示し（附則5条1項）、国民投票の投票権年齢と選挙権年齢が「満18年とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を考案しつつ」、民法や「少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」義務を規定した（附則11条）。これによって、少年法適用年齢の引下げの方向性が明示されたのである。

この動きと並んで、2015年4月に「自由民主党政務調査会成年年齢に関する特命委員会」が設置され、同年9月17日には、民法の成年年齢の引下げを前提として、「国法上の統一性や分かりやすさ」を根拠に、少年法適用年齢の上限を18歳未満に引き下げる提言が公表された。同時に、それは、年長少年の「年齢層を含む若年者のうち要保護性が認められる者に対しては保護処分に相当する措置の適用ができるような制度のあり方を検討すべきである」ことをも要請するものであった⁽¹⁵⁾。提言は、18歳・19歳の者の犯罪を単に成人犯罪として扱えば足りる、とするだけのものではなかったのである。

2 特命委員会の提言にもとづいて、法務省は、2015年10月23日に「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を立ち上げ、「少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討する」ための具体的な作業に着手した。これにより、少年法適用年齢の引下げと若年者に対する刑事法制のあり方が同列に議論される状況が生じることになったのである。2016年12月に公表された勉強会の取りまとめ報告書では、若年犯罪者に対する刑事政策のあり方という課題の方向性には広い一致が見られた一方で、少年法適用年齢の引下げについては、最後まで意見の一致を見ることができず、賛成と反対の両論を併記する扱いになっていた⁽¹⁶⁾。

こうした状況のもとで、成年年齢の引下げに向けた民法改正（平成30年法59号、2022年4月1日施行）がすでに確実視されていた2017年、法務大臣から法制審議会に対して、「少年法における少年の年齢及び犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備に関する諮問第103号」が発せられた。その内容は、①少年法における「少年」年齢を18歳未満とすること（少年法適用年齢の上限の引下げ）、②非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑

事の実体法および手続法の整備のあり方、であった。①によれば、従前は少年法上の年長少年とされていた者（18歳・19歳）の犯罪が、少年法の適用対象から一律に排除されて、刑事司法における成人犯罪となり、少年法による特別な扱いを受けなくなる。そのため、年齢引下げに対しては、諮問の前後にわたって、広範な反対意見が表明された。民法の成年年齢の引下げにも反対していた日弁連は、「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」を法務大臣に提出するとともに（2015年2月20日）、「少年法の適用年齢引下げに反対する会長声明」を公表し（同年9月10日）、Q&A形式のパンフレット『少年法の適用年齢引下げを語る前になぜ私たちは引下げに反対するのか』を発信した。また、2015年8月1日には、「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」が公表され⁽¹⁷⁾、児童精神医学の専門家集団である日本児童青年精神医学会からは、「少年法適用年齢引き下げに反対する声明—適用年齢はむしろ引き上げられるべきである」が公表されている（2016年9月4日）。その後も、各単位の弁護士会を中心として、引下げに反対する声明が相次いで公表されていたところである。

こうした反対論は、いずれも、国法上の年齢統一という観点（形式面）だけを強調して少年法適用年齢の引下げを議論するのは筋違いであり、適用年齢の引下げを前提として若年犯罪者処遇のあり方（実質面）を議論するのは論理的整合性を欠くとするものであった。その背景には、適用年齢を20歳未満とする現行少年法の実績に対する強い信頼がうかがわれた。

(3) 法制審議会における議論

1 諮問を受けた法制審議会は、第178回会議（2017年2月9日）において、「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪処遇関係）部会」を設置して審議し、その報告を受けた後に総会で審議することとした。第1回（2017年3月16日）から第29回（2020年9月9日）にわたって開催された部会は、最終的に、少年法適用年齢の引下げを見送り、18歳・19歳の者（民法上の成年）の犯罪についても家庭裁判所への全件送致を維持することで決着した⁽¹⁸⁾。部会が採択した「諮問第103号に対する答申案」は、第188回法制審議会総会（2020年10月29日）において採択され、2021年改正として結実することとなった。

部会での議論は、少年法の適用年齢を単に引き下げの場合には、18歳・19歳の犯罪者がただちに成人犯罪者として扱われるため、少年法のもとで認められている対応ができなくなることから、その間隙に対処するための方策を考えることに集中した。わが国において、年長少年（18歳・19歳）を含めた少年法の処遇実績の高さは、一般に広く認められており、諸外国からも注目されてきたところである。たとえば、部会委員の川出教授（東京大学：少年法、刑事法、刑事政策）は、「少年の健全育成という基本理念に基づいた家庭裁判所のこれまでの運用が、少年の再非行の防止に効果をあげてきたことは異論のないところである」とし⁽¹⁹⁾、改正に向けた「今回の議論と言うのは、現行少年法の下で18歳、19歳の年長少年に対して行われている手続や保護処分が有効に機能していないので、少年法の適用年齢を下げることを検討しよう

とするものではない」ことを明言していた⁽²⁰⁾。この指摘からも明らかなように、問題は、18歳・19歳を成人刑事司法に組み入れて成人犯罪者と同じに扱えば足りる、というほど単純なものではなかったのである。このため、少年法の適用年齢の引下げが実現する場合であっても、18歳・19歳の犯罪については、これまでの少年法による処遇効果や実績の高さに匹敵する対応（代替措置）が求められることになった⁽²¹⁾。

2 18歳・19歳の犯罪が成人刑事司法に組み入れられる場合の対応は、少年法による場合と大きく異なるが⁽²²⁾、特に重要なのは、①虞犯への不介入、②全件送致による家裁先議・専議から検察官先議への転換、③起訴裁量主義による検察段階での事件終局の発生、④保護観察処分のような社会内処遇の不存在、である。こうした間隙への対応として、事務局が第12回会議（2018年11月28日）に提示した「検討のための素案」の9で、「若年者に対する新たな処分」が提案され、その後の部会で検討されることになった。新処分の内容は、18歳・19歳の犯罪者で起訴猶予処分を受けた者（若年者）に対して、特別な手続と処分の新設を提言していた。具体的には、家裁による調査と少年鑑別所による鑑別、身柄の収容、家裁の審判、審判不開始・不処分と試験観察、保護観察処分などであった。これらは、いずれも、少年法上の措置としての効果と実績が顕著なものであり、これらを導入すれば18歳・19歳を成人刑事司法に組み入れたとしても特段の問題は生じないと考えられたのである⁽²³⁾。

しかし、18歳・19歳の「起訴猶予者」に対する「代替措置」として提案された「新処分」は、看過できない問題を内包しており、理論的ないしはわが国の刑事司法全体との関係で、相当に錯綜した（整合的に説明できない）ものであった。成人刑事司法において処罰の必要がないと判断された起訴猶予者に家裁の介入を認めることは、「二重の手続的危険」に晒すもので、正当化が困難である。また、審判の結果として提案された処分（保護観察[A案]ないし施設収容[B案]）は、まさに保護処分に匹敵する内容のものであり、保護的措置にもとづくダイヴェージョン⁽²⁴⁾を代替するレベルにとどまらない。新処分は起訴猶予者に対する保安処分にほかならないとする指摘は⁽²⁵⁾、こうした点を衝いたものである。何よりも、これらの問題点と関連して、新処分をめぐる議論は、その法的性格を明らかにしないままに、その実効性だけを中心として進められてしまった。これは、わが国の刑事司法に新しい制度を導入する場合の議論として極めて不適切なものであったと言わざるをえない⁽²⁶⁾。

3 こうした状況のもとで、第19回会議（2019年10月30日）と第20回会議（11月27日）で適用年齢の引下げが集中的に議論されたが、意見の一致を見るまでには至らなかった。また、第20回会議の席上、廣瀬健二委員（立教大学教授：少年法、刑訴法）から、これまでの実績が顕著な家裁の調査・審判・保護処分の有効性を担保するには、新処分対象の拡大が不可欠であるとの見解が表明された⁽²⁷⁾。ここに至って、「18歳・19歳の起訴猶予者」に対する「代替措置」としての「新処分」は、「18歳・19歳の犯罪者全体」への対応を検討するものへと大きく変化することになった。また、そうした検討は、年齢の引下げを前提とする（18歳・19歳を成人刑事司法に組み入れる）必要がないものでもあった。そのため、年齢引下げは事実上断念

され、その後の議論は、18歳・19歳を少年法の管轄に残したうえで、18歳・19歳の犯罪少年をどのように処遇すべきかという実質論へと移行していったのである。

- (5) 要綱の詳細については、法務省「少年法改正に関する構想および説明要旨」ジュリスト348号（1966年）90頁以下、「法制審議会少年法部会関係資料（二）」家裁月報23巻7号（1971年）121頁以下、水流正彦「少年法改正の審議状況（一）青年層の設置」法律のひろば24巻5号（1971年）29頁以下、「特集 少年法改正をめぐる最近の論点」判例タイムズ287号（1973年）4頁以下。
- (6) 宮澤浩一編『少年法改正』（慶應通信、1972年）所収の各論稿・資料等参照。
- (7) 「特集＝少年法改正の中間報告（法制審議会少年法部会）をめぐる」法律のひろば30巻2号（1977年）4頁以下参照。
- (8) 丸山雅夫『少年法講義 [第4版]』（成文堂、2022年）67頁以下、209頁以下、260頁以下、276頁以下、288頁以下、参照。
- (9) 2000年改正の詳細については、入江猛「『少年法等の一部を改正する法律』の趣旨及び概要」現代刑事法3巻4号（2001年）4頁以下、飯島泰「少年法等の一部を改正する法律の概要等」ジュリスト1195号（2001年）2頁以下、甲斐行夫ほか『少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説』（法曹会、2002年）、参照。
- (10) 2007年改正の詳細については、川淵武彦／岡崎忠之「『少年法の一部を改正する法律』の概要」ジュリスト1341号（2007年）38頁以下、川出敏裕「少年法の一部改正に至る議論と背景」法律のひろば60巻10号（2007年）4頁以下、参照。
- (11) 2008年改正の詳細については、飯島泰ほか「『少年法の一部を改正する法律』の解説」家裁月報61巻2号（2009年）1頁以下、参照。
- (12) 2014年改正の概要については、廣瀬健二『少年法』（成文堂、2021年）548頁以下、丸山・前掲注（8）349頁、川出敏裕『少年法 [第2版]』（有斐閣、2022年）361頁以下。
- (13) https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_090729-1.html参照。
- (14) 中谷幸司「選挙権年齢の『18歳以上』への引下げ」時の法令1988号（2015年）4頁以下参照。
- (15) <https://www.jimin.jp/news/policy/130566.html>参照。
- (16) 久家健志「少年法 年齢引下げの問題の現在地」刑政128巻3号（2017年）54頁以下参照。なお、取りまとめ報告書を含め、勉強会でのヒアリングや意見交換の内容（議事録）については、<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>参照。
- (17) 法学セミナー729号（2015年）1頁以下。さらに、「少年法適用の上限となる年齢を引き下げたための法改正を行うことに反対する刑事法研究者の声明（2018年11月16日）」法学セミナー768号（2019年）1頁以下。
- (18) 諮問内容および部会議事録、部会もとの各分科会の議事録、一連の配布資料等については、https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00296.htmlからアクセスできる。法制審議会総会議事録については、<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500038.html>参照。さらに、部会での議論の全体については、廣瀬健二「少年法改正について」刑事法ジャーナル67号（2021年）32頁以下。
- (19) 川出敏裕「少年法の現状と課題」家庭の法と裁判1号（2015年）24頁。さらに、法務省特別顧問（東大名誉教授）の松尾浩也「巻頭言 少年法特集号に寄せて」家庭の法と裁判3号（2015年）5頁。
- (20) 第4回部会における発言（第4回会議事録29頁）。
- (21) この点を指摘していたものとして、廣瀬健二「少年法の課題と展望」椎橋隆幸先生古稀記念『新時代の

刑事法学 下巻』(信山社、2016年) 343頁、大久保隆志「少年年齢の引下げと検察権への影響」*広島法科大学院論集* 13号 (2017年) 86頁。

- (22) 丸山雅夫「少年法適用年齢の引下げ批判」同『少年法の理論と実務』(日本評論社、2022年) 15頁以下参照。
- (23) たとえば、第14回部会における羽間京子委員(千葉大学教授:刑事政策)の発言(第14回会議議事録8頁)。
- (24) 保護的措置にもとづく少年法上のダイヴェージョンについては、丸山雅夫「少年保護事件における保護的措置」同・前掲注(22) 105頁以下参照。
- (25) 第14回部会における山崎健一委員(弁護士)および山下幸夫幹事(弁護士)の発言(第14回会議議事録6頁、7頁)。さらに、佐々木光明「少年法適用年齢引下げ論と少年司法の変容」*神戸学院法学* 47巻4号 (2019年) 23頁。
- (26) 新処分に関する議論と批判の詳細については、須藤明「『若年者に対する新たな処分』の批判的検討」*家庭の法と裁判* 17号 (2018年) 13頁以下、丸山雅夫「少年法適用年齢引下げの刑事政策的意義と効果」*葛野尋之ほか編著『少年法適用年齢引下げ・総批判』*(現代人文社、2020年) 128頁以下、同「18歳・19歳の犯罪者に対する『新たな処分』」*刑事法ジャーナル* 67号41頁以下、同「少年法適用年齢の引下げと刑事政策」同・前掲注(22) 33頁以下、参照。
- (27) 第20回会議における発言(第20回会議議事録20頁以下)。

Ⅲ 2021年改正法における「特定少年」への対応

(1) 2021年改正法の基本構造

1 部会の答申案にもとづいて法制審議会で採択された答申は、2021年の改正法として具体化された⁽²⁸⁾。改正法は、18歳・19歳の者(民法上の成年)を少年法の介入対象である「少年」として維持したうえで(適用年齢引下げの断念)、全件送致主義にもとづく家庭裁判所先議・専議主義を維持するものになっている(検察官先議主義の否定)。その限りで、2021年改正は、当初の目論見から大きく後退した改正として、現行少年法の枠組みや基本的構造・手続を変更するものにはなっていない。ただ、従来は「年長少年」として扱われていた18歳・19歳を「特定少年」として明示したうえで、17歳以下の少年と区別して、第5章(62条以下)に「特定少年の特則」を設けて対応している点で、かつての法務省構想や要綱における「青年層」と同様の発想を見ることができる。また、特定少年への対応は、「侵害原理」にもとづく「行為責任」を前提とするものになっており、そこには成人刑事司法への接近・類似性が見られる。ただ、侵害原理と行為責任を前提とすることについては、部会の場でも積極的に議論されることがなく、当然の前提のものとして認識されていた。それは、当初の議論が少年法適用年齢の引下げに向けられていたため、成人司法に組み込まれるべき18歳・19歳の犯罪(者)には、侵害原理と行為責任が当然の前提になると考えられていたからである。しかし、年齢の引下げが断念された時点では、この点についての検討が改めてなされるべきであった。そうした問題意識が考慮されずに成立した2021年改正法は、重大な課題を今後に残したままになっている。

2 民法上の成年年齢が引き下げられたことにより、特定少年には、親権者(民818条1項)

としての保護者（2条2項）が存在しなくなり、親権者に認められる少年法上の権利行使が当然に排斥されることになる。当初の議論では、この点の不都合が少年法適用年齢引下げの根拠として引き合いに出されてもいた⁽²⁹⁾。この点への対応について、改正法は、付添人選任規定（10条1項）を改正し、選任権者の範囲を「少年及び保護者」から「法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹」にまで拡張した。これによって、特定少年の付添人選任への対応は、成人被疑者・被告人の弁護士選任の場合（刑訴30条1項）と同一のものになった。他方、抗告（32条）や再抗告（35条）など、少年と保護者以外の者（特に付添人）の権利行使が認められている場面では、特段の改正は見られない。こうした場面では、親権者がいなくなる18歳・19歳についても、親権者の不存在は特段の不利益を生じないからである。

侵害原理を前提とする改正法は、少年法の介入対象（非行）から特定少年の「虞犯」を除くことを明示した（65条1項）。これによって、特定少年は、42条1項後段による虞犯送致の対象から除かれる。虞犯少年への対応がなくなることは、年齢引下げの反対論の論拠のひとつでもあったが、成年年齢が引き下げられ、18歳・19歳の者に自律的で自立的な行動が求められることになった状況のもとでは、将来的な反社会的行動の虞だけを根拠とする保護的介入は、過度のパターナリズムとして否定されてもやむをえない。その限りで、本来的な目的が異なる民法上の成年年齢の引下げも、少年法改正に一定の影響を及ぼしている。そもそも、18歳・19歳の虞犯がきわめて例外的な存在にすぎないことからすれば⁽³⁰⁾、それに対する処遇効果だけをあまりに強調することも適切でないと言えよう。

(2) 「特定少年」の保護事件

1 保護事件との関係では、後述の逆送規定（20条）の改正を除いて、保護事件手続に大きな改正はなく、これまで通りの手続が履践される。他方、保護処分との関係では、特定少年の保護観察処分と少年院収容処分に期間が明示されるとともに（64条）、保護処分に関連する保護的対応（12条・26条4項 [保護のために緊急を要する場合の同行状の発布とその執行]、26条の2 [少年鑑別所収容の一時継続]、27条の2第5項 [少年院収容を取り消した場合の継続収容]）の対象から特定少年が除外されることになった（65条2項・3項）。また、保護観察処分と少年院収容処分のいずれにおいても、その期間は「犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」とされ、「行為責任の範囲内」における処遇選択が強調されている。処遇選択の判断に当たっては、罪質、結果、行為態様、動機・計画性などが考慮される一方で、要保護性に関する要素は排除される。要保護性の考慮は、処遇勧告（少審規38条2項）のほか、保護観察処分における一時解除・解除（更生69条・70条）ないしは少年院収容処分における仮退院（少院35条）を活用して対応することになる。これらの点で、特定少年に対する保護処分は、行為責任（責任主義）にもとづくものとなり、成人犯罪者に対する責任追及と類似するものとなったのである⁽³¹⁾。

2 保護観察処分について、改正前の少年法は、年長少年についても処分期間の定めを置いていなかった(24条1項1号)。そのうえで、2年間の処遇期間を確保したうえで1年で解除をめざす一般保護観察を基本として、家庭裁判所の処遇勧告や通達によって、一般短期保護観察、交通保護観察、交通短期保護観察が実施され、一時解除と解除を認める運用になっていた。他方、保護観察が十分に機能していない場合(遵守事項違反)には、虞犯通告と施設送致申請を認めることによって、保護観察の実効性を担保してきた。こうした柔軟な対応は、個々の対象少年の要保護性の内容や程度に即した対応(特別予防的運用)を実現しようとしたものにはかならない⁽³²⁾。

これに対し、改正法は、特定少年の保護観察処分の処遇期間として6月または2年を明示した(64条1項1号・2号)。また、特に2年の場合については、遵守事項違反を想定して、1年以下の範囲内で少年院収容ができる期間を定めることとした(64条2項、66条1項、更生68条の2、少院4条1項5号)。他方、罰金以下の刑に当たる罪の事件には、6月の保護観察だけが許容される(64条1項但書)。これらによって、17歳以下の少年に対する保護観察と特定少年に対する保護観察の内容が明確に区別されることになった。ただ、期間を明示した改正法も、一時解除を認めているし(更生70条)、一般遵守事項と特別遵守事項(更生50条・51条)による指導監督と補導援護(更生49条1項)による処遇方法に変更を加えてはいない。遵守事項違反についても、18歳・19歳を17歳以下の少年と見做す「虞犯通告」を認めていること(更生68条2項)から、警告を前提としない1年以内の少年院収容が明示されたこと以外には実質的な変更はない。これらからすれば、改正法も特別予防的観点からの運用を否定するものではなく、20条1項1号の保護処分と64条1項1号・2号による対応との間に、それほど大きな差が生じるようには思われぬ。その意味で、64条の制定は、犯情の考慮にもとづく行為責任を明示したことだけに積極的な意義があると言ってよいのかもしれない。

3 少年院送致処分について、改正前の少年法は、年長少年についても処分期間の定めを置いていなかった(24条1項3号)。そのうえで、基本形態としての長期処遇(2年以内の収容期間で1年程度の処遇計画)のほか、処遇勧告にもとづいて、短期間処遇(6月以内の処遇計画)、特別短期間処遇(6月以内で3月程度の処遇計画)、比較的長期(1年を超えて2年以内)、相当長期(2年を超えて5年程度)の形態で運用されてきている。さらに、20歳到達以前の仮退院(更生41条)のほか、改善の程度に応じて収容継続(少院138条・139条)や戻し収容(更生71条・72条)による対応も認められる。これらによって、少年院収容処分でも、対象少年の要保護性の内容や程度に応じた柔軟な処遇が目指されているのである。

これに対して、改正法は、特定少年の少年院収容処分について、3年以内の範囲内で収容期間を定めるものとする(64条1項3号・3項)一方で、特定少年の仮退院、収容継続、戻し収容については、仮退院の取消を追加した(更生73条の2第1項)以外には、特に制度上の変更を加えることがなかった。その点では、行為責任を前提としつつも、これまでと同様の柔軟な処遇が事実上可能なものになっている。他方、上限として3年「以内」が明示されたことで、

短期間・特別短期間の処遇勧告は事実上の意味を失うことになった。また、18歳・19歳で3年を上限とすることにより、比較的長期・相当長期も意味がなくなり、必要に応じて収容継続で対処することになる。その意味で、少年院送致についても、犯情の考慮にもとづく行為責任を明示したことだけに積極的な意義があると言えよう。他方、3年（収容期間の上限）を超える施設内処遇の必要があると判断される事案では、刑事処分を求めて検察官に送致する対応に傾斜していくことが予想される。その点で、特定少年については、行為責任の観点（一般予防的観点）が要保護性の解消（特別予防的観点）に優越することになるものと思われる。

(3) 「特定少年」の逆送

1 現行20条の逆送（検察官送致）規定は、検察官先議を前提とする刑事処分優先主義に立っていた旧少年法（旧3条・26条・27条）が、戦後、家庭裁判所先議・専議主義を前提とする保護処分優先主義に大転換したことともなっており、新たに導入されたものである。その後、2000年改正までは、処分時16歳以上の者に限って、刑事処分相当性を理由とする逆送だけに統一されていた（改正前20条）。それが、2000年改正によって、通常の刑事処分相当逆送といわれる「原則逆送」とが書き分けられた（20条1項・2項）⁽³³⁾。そして、今回の改正法において、特定少年の逆送は20条の適用対象から除外され、特定少年の特例の一部として、62条と63条の規定が新設された。62条は、20条1項・2項の構造を基本的に維持しながらも、特定少年の逆送対象事件の範囲を大きく拡張したものになっている⁽³⁴⁾。また、63条は、選挙における投票年齢が18歳以上に引き下げられたことと関連して、通常の刑事処分相当逆送と原則逆送のいずれについても、現行の公職選挙法の附則（平成27年法律43号）5条と同様の規定を少年法として引き継いだものである。

2 通常の刑事処分相当逆送においては、対象事件が、「死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件」から、罰金以下の刑に当たる事件を含むすべての犯罪事件に拡張された（62条1項）。これにより、過失致死罪（刑210条）や親告罪である侮辱罪（刑231条）のような軽微犯罪も逆送対象となった。年齢は処分時基準によるため、処分時に18歳に達していれば、行為時に18歳未満であった者にも逆送対象事件は拡大する。また、この改正によって、特定少年の全犯罪が検察官に事件送致されることになるため、司法警察員による家庭裁判所への直接送致手続（刑訴246条本文に対する特例）が機能する場面がなくなり、特定少年の事件は直送規定（41条）の適用から除外されることになった（67条1項）。

原則逆送規定との関係では、逆送対象事件が、行為時16歳以上で、故意の犯罪によって被害者を死亡させた事件（20条2項）に加えて、行為時18歳以上の「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」にまで拡張された（62条2項2号）。これにより、強盗罪（刑236条）、強制性交等罪（刑177条）、非現住建造物放火罪（刑109条）などが、新たに原則逆送対象事件とされることになった。他方、選択刑として罰金を規定する傷害罪（刑

204条)は、対象事件に含まれない。また、対象事件で刑事処分以外の措置を認めるか否かを判断する際の考慮要素として、「犯行の結果」が明記された(62条2項但書)。

3 17歳以下を対象とする20条1項は、罰金以下の刑に当たる事件については、保護処分相当と「見做す」扱いを前提として、逆送対象事件から除外している。これに対し、改正法が特定少年の逆送対象事件の制限をなくしたのは、①民法上の成年となる18歳・19歳は責任ある主体であり、一律に逆送対象を否定する犯罪を想定するのは適切でない、②交通事犯において実務で多用されている「罰金見込み検送」に見られるように、罰金刑にも再犯防止を図る教育的効果がある、との理由にもとづいている⁽³⁵⁾。逆送の可否の判断については、これまで、学説においては「保護不能説」(保護処分が不可能な場合に限って例外的に逆送を認める)と「保護不適説」(保護処分よりも刑事処分が適切な場合には広く逆送を認める)との争いが見られたが、実務では保護不適説による運用が確立していた⁽³⁶⁾。また、保護不能説と保護不適説との対立も、図式的に想定されるほどには明確なものでなく、実際には、応報や一般予防的観点からの逆送を絶対的に否定するか、認めるかの相違にすぎないものであった⁽³⁷⁾。したがって、改正法で対象事件が拡大された後にも、刑事処分相当性判断の枠組みそのものに変化が生じることは想定されない。実際、過失致死事案や侮辱事案において、保護不適(刑事処分相当)とされる場合を想定するのは困難である。また、家裁による調査や少年鑑別所による心身鑑別のあり方についても、今回の改正が影響を与えることは考えられない。そうした点で、62条1項の新設は、「特定少年の犯罪についてあらゆる場合に刑事処分の余地を残す象徴的意味が強い」と言うこともできよう⁽³⁸⁾。

4 20条2項の原則逆送制度は、少年の年齢と結果の重大性に着目して、「少年であっても刑事処分の対象となるという原則を明示することにより、少年の規範意識を育て、健全な成長を図る趣旨で設けられた」ものである⁽³⁹⁾。この要件を満たす事件は、保護不適が推定されると説明されている。それに対して、改正法は、保護不適を推定する事件の範囲の拡張とともに、保護不適の評価を優先するものになっており、2000年改正で強調された「少年の規範意識を育て」る目的とは必ずしも直結していない。この点については、17歳以下の者に比べて、民法上の成年として自律的存在であると「みなされる」18歳・19歳の者について、一定の重大な犯罪事件で原則逆送としなければ、「少年犯罪の被害者を含む一般国民の理解・納得を得難い」ことを根拠として、立法政策として原則逆送の対象事件を拡大する必要があったと説明されている⁽⁴⁰⁾。また、短期1年以上の自由刑を基準としたのは、権利保釈の除外事由(刑訴89条1号)や即決裁判手続の対象外事件の基準(刑訴350条の16第1項)との整合性から、殺人以外の統計上の凶悪事件(強盗、放火、強制性交)を取り込んだものである。

原則逆送対象事件の拡張については、安易な逆送が増加するとの批判がありうる一方で、逆送率が低下し、社会の期待(逆送の増加)に沿えないことになる可能性が指摘されている⁽⁴¹⁾。それに対して、従前は保護処分としての少年院送致が多かった特殊詐欺事案については、刑事処分相当とする逆送が増加することが予想される。こうした点については、原則逆送以外の措

置の許容性を判断する際の考慮要素として、20条2項但書の考慮要素に加えて明示された「[犯行の]結果」(62条2項但書)を重視して対応していくことになる。ただ、そうなれば、それは、2000年改正以降に有力化することになった「犯情説」的な運用⁽⁴²⁾に傾斜していくことが予想される。もっとも、改正法においても、刑事処分相当を理由とする検察官送致は依然として少年法の例外的な措置であることに変更はないから、家庭裁判所は、社会に対して、刑事処分が相当であることの理由を説得的に説明する義務を負っていることに変わりはない⁽⁴³⁾。

(4) 「特定少年」の刑事事件

1 従前の刑事処分の特則⁽⁴⁴⁾に関する改正としては、①やむを得ない場合に限っていた勾留状の請求と発付に関する規定(43条3項・48条1項)、他の被疑者・被告人との接触回避および成人との分離収容に関する規定(49条1項・3項)、他の被告事件手続との分離に関する規定(49条2項)について、いずれも適用除外としたこと(67条1項・2項・3項)、②有期自由刑を科す場合に相対的不定期刑とする規定(52条)の適用除外としたこと(67条4項)、③仮釈放要件と仮釈放期間の優遇措置に関する規定(58条、59条)の適用除外としたこと(67条5項)、④換刑処分の禁止規定、特に分界を設けた刑事収容施設での自由刑の執行と満26歳未満までの執行継続の規定(54条、56条1項・2項)について、いずれも適用除外としたこと(67条4項)、⑤人の資格に関する法令の適用を制限する規定(60条)について適用除外としたこと(67条6項)、を指摘できる。これらは、必ずしも積極的な議論を経たうえでの改正ではないが、結果として、成人刑事事件における対応(刑訴1条参照)と同じものになっている⁽⁴⁵⁾。逆送された少年の扱いについては、2000年の改正以降、徐々に成人犯罪者の扱いに接近する動きが見られたところである。そうしたなかで、今次の改正は、情操保護の観点から正当化されてきた特別な扱い(制限)を見直し、特定少年についてその制限を否定したものになっている。そこには、18歳・19歳を成人とほぼ同一視したうえで、侵害原理と行為責任を前提とする対応を求める立法者の意思が如実にうかがわれる。これらのうち、②の不定期刑の扱いについては、特に裁判員裁判との関係でこれまでも廃止論が有力に主張されていたところであり⁽⁴⁶⁾、重要な論点である。同様に、同一性推知情報の公表禁止の一部解除(68条)も重要な論点である。

2 世界的にも珍しい不定期刑制度は⁽⁴⁷⁾、わが国の刑事司法においても、少年の刑事処分に相対的不定期刑(短期と長期を定めて言い渡す刑)が採用されているだけで、成人刑事司法には採用されていない。成人刑事事件については、旧刑法以来、いわゆる旧派刑法理論が前提とする罪刑法定主義との関係で、不定期刑の採用は否定的に捉えられ、現在に至っている。他方、少年司法では、旧法8条が相対的不定期刑を採用した後、現行52条もそれを維持した。旧法が不定期刑を採用した理由は必ずしも明らかでないが、新派刑法理論の影響力が強かった時代背景のもとで、短期自由刑の弊害が自覚されるとともに、不定期刑への期待が強かったからだと推測される。新派刑法理論の影響力は現行少年法の制定時点でも強く残っており、不定期刑に

よる当時の運用にも特段の問題がなかったため、現行少年法も不定期刑制度を維持したものとされる。また、これまでの現行法のもとでの運用にも、特段の問題はなかった。

ただ、理論的には、短期と長期の法的性格の理解について争いがあり、特別予防（少年の再社会化のために必要な期間）を重視する一方で、責任主義にもとづく責任刑との調和という観点から、短期説、長期説、「責任の幅」説、全体基準説が主張されていた。短期説は、短期を責任刑と考え、短期を超える部分を保護処分または保安処分と考えるものである。他方、長期説は、長期を責任刑と考え、少年の可塑性の高さ（早期の再社会化の実現）に着目した刑期の縮小の限界として短期を考えている。また、「責任の幅」説は、改正刑法草案48条（量刑の一般基準）を背景として、「責任は点でなく、幅がある」とする。全体基準説は、「責任の幅」説を前提として、犯罪少年の責任を展望的内容（教育的意味）のものと考え、不定期刑全体を責任刑と考える。しかし、科刑の重さは責任を超えられないこと（量刑における責任主義）からすれば、理論的には長期説が妥当である。他方、仮釈放が短期を基準に運用される（58条1項3号）点は、長期説と馴染まない。さらに、従前の不定期刑の運用に問題がなかったとしても、適切な運用自体は、理論的に妥当な長期説を前提として、不定期刑の長期と一致する定期刑を言い渡したうえで仮釈放制度を適切に運用することによっても確保することができる。不定期刑は、少年司法に必須の刑罰制度というわけではないのである。2021年改正は特定少年に限って定期刑主義への転換を図ったが、今後は、少年の有期自由刑全般を定期刑に転換することも十分に考えられてよい。今後の運用動向が注目されるところである。

3 同一性推知情報の公表禁止の一部解除は、侵害原理や行為責任とは直接的に関連していない。（元）犯罪少年の同一性推知情報の公表を禁止する61条については、従来、少年の保護に偏重しすぎるとの批判が見られただけでなく、悪質・凶悪な事件は61条の適用除外とすべきだとの見解（立法論）も有力に主張されていた。他方、61条を潜脱するマスコミ報道を批判する立場からは、旧法74条と同様の罰則規定として実効性を担保すべきだとも主張されてきた⁽⁴⁸⁾。こうした状況のもとで、2000年改正の附帯決議第6項は、「悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシー保護の重要性に配慮しつつ、犯罪原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する方策及び少年法第61条の在り方についての研究に努めること」を要請していた。

61条は、少年の年齢や犯罪の種類を問わずに、また成人後の元少年であっても、同一性推知情報の公表を一律に禁じている。文言上は「新聞紙その他の出版物」とされているが、出版物は例示であり、電子媒体（SNS等）による公表も含めた一律禁止である。その趣旨は、少年の情操保護に配慮することによって（少審規1条2項）、十全の再社会化（健全育成〔1条参照〕）の達成を図ることにあるとされてきた。その限りで、少年は、同一性推知情報を公開（公表）されない権利を持っていることになる。これに対して、改正法は、特定少年の時の犯罪で検察官に送致（逆送）されて公訴提起（公判請求）された（元）少年被告人を、61条の適用から除外することにした⁽⁴⁹⁾。これは、特定少年被告人に限って、成人被疑者・被告人に対する公

開報道と同じ扱いを認めるものである。これにより、特定少年被告人については、犯罪の種類や程度等とは無関係に、同一性推知情報の公表が許容されることになる。

しかし、こうした対応は、運用に抑制的な態度を示す検察庁の対応を別にして⁽⁵⁰⁾、特に週刊誌を中心とする一部のマスコミ報道との関係で重大な疑問がある。たしかに、自転車盗や万引、単純暴行などの軽微事案は、一般にニュース・バリューが低く、逆送された事案もあって公判請求されることは稀である。他方、特定少年が社会的に注目される人物（政治家、俳優や芸能人など）の子どもの場合などは、親の属性との関係で、軽微犯罪で公訴提起された特定少年の情報公開の横行が安易に想定される。そうした事態は、61条のもとでも頻繁に見られたところである。改正法は、イエロー・ジャーナリズムに「お墨付き」を与えることになりかねない⁽⁵¹⁾。何より、公訴提起後の特定少年にも少年法の目的（1条）が及び、成人犯罪（者）と異なる扱い（特例少年にも適用される特則）が認められる（50条、55条等）ことから、同一性推知情報の公表について、特定少年被告人を成人被疑者・被告人と同列に扱う積極的な根拠は見出せない。61条の趣旨からすれば、初犯には61条の適用を例外なく認めたとえ、再犯の場合に限って61条の適用除外とするのが妥当であると思われる。再犯は、再社会化の権利を与えられた少年自身が、自らその権利を放棄した結果だからである。もちろん、その場合にも、対象となる犯罪の種類や程度・内容といった観点からの制限は考慮されてよい。

こうした状況のもとで、『週刊新潮』は、2021年の甲府放火殺人事件の19歳少年と、2023年の岐阜市陸上自衛隊射撃場での小銃による殺傷事件の18歳少年について、いずれも逆送前の段階で実名と顔写真を掲載した。『週刊新潮』は、61条のもとでも、1992年の市川一家殺傷事件や1997年の神戸児童連続殺傷事件についても、すでに同様の対応を取っていた。そこでは、事件の凶悪性と結果の重大性、さらには社会の関心の高さが理由とされ、今回の対応の理由も同様のものであった。こうした報道態度については、2021年改正は何の意味も持ちえない。ただ、その一方で、検察庁による実名公表があったにもかかわらず、事案の内容に応じて匿名報道を選択する新聞社やテレビ局のあることは注意すべきである。

(28) 改正法の全体については、玉本将之「『少年法等の一部を改正する法律』の概要」論究ジュリスト37号（2021年）92頁以下、北原直樹「少年法等の一部を改正する法律の概要」家庭の法と裁判34号（2021年）131頁以下。条文解説として、玉本将之／北原直樹「『少年法等の一部を改正する法律』について」法曹時報74巻1号（2022年）1頁以下。さらに、廣瀬健二「特定少年に対する特例の重要論点」法律のひろば75巻3号（2022年）20頁以下。

(29) たとえば、川出敏裕「子どもと大人の境界」法学教室431号（2016年）1頁。

(30) 年齢引下げの議論が本格化した時期の数字で見ると、年長少年の刑法犯検挙人員は9,327人で、年長虐待少年は、一般保護事件の終局人員のうち23人であった。法務省法務総合研究所編『平成28年度版犯罪白書』（日経印刷、2016年）資料3-2、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況（2・完）」法曹時報69巻1号（2017年）59頁。

(31) 保護処分改正の全体像については、小池信太郎「改正少年法と18歳・19歳の少年に対する処分選択」

- 法学セミナー 806号（2022年）54頁以下、成瀬剛「特定少年に対する保護処分」論究ジュリスト37号99頁以下、樋口亮吉「改正少年法の運用課題 — 特定少年の責任という見地から」法律時報94巻2号（2022年）31頁以下、参照。
- (32) 丸山・前掲注（8）273頁以下参照。
- (33) 改正経緯の詳細と20条1項・2項の関係については、守屋克彦／齊藤豊治編集代表『コンメンタール少年法』（現代人文社、2012年）250頁以下 [齊藤]、丸山雅夫「少年法にもとづく検察官送致」同・前掲注（22）223頁以下、参照。
- (34) 入江猛「家庭裁判所における改正少年法の運用について」家庭の法と裁判36号（2022年）32頁。
- (35) 玉本／北原・前掲注（28）25頁以下。
- (36) 田宮裕／廣瀬健二『注釈少年法 [第4版]』（有斐閣、2017年）229頁以下、河原俊也編著『ケースから読み解く少年事件 実務の技』（青林書院、2017年）206頁以下 [伊藤敏孝]、廣瀬・前掲注（12）330頁以下、参照。
- (37) 丸山・前掲注（33）228頁以下参照。
- (38) 本庄武「特定少年に対する逆送制度」判例時報2478号（2021年）156頁、同「特定少年に対する逆送規定の解釈・運用」季刊刑事弁護112号（2022年）79頁以下。他方、前田巖「家庭裁判所の立場からみる令和3年改正少年法」法律のひろば75巻3号（2022年）31頁は、行為責任の観点から、逆送のハードルが低くなる可能性を指摘する。
- (39) 甲斐ほか・前掲注（9）97頁。
- (40) 渡邊一弘「原則逆送対象事件の拡大について」論究ジュリスト37号110頁。他方、武内謙治『『少年法改正案』の全体像とその批判的検討』季刊刑事弁護106号（2021年）43頁は、「具体的な目的と根拠なしに、強盗と強制性交等を入れるために逆算が行われた」と批判する。
- (41) 川出敏裕「改正少年法について」法律時報94巻2号20頁、樋口亮介「改正少年法の運用課題 — 特定少年の責任という見地から」同誌38頁。
- (42) 北村和「検察官送致を巡る諸問題」家裁月報56巻7号（2004年）70頁以下、佐伯仁志ほか『難解な法律概念と裁判員裁判』（法曹会、2009年）59頁、参照。
- (43) 詳細については、丸山雅夫「逆送規定の改正について」家庭の法と裁判38号（2022年）32頁以下参照。
- (44) 改正前の刑事処分の特則の概要については、丸山雅夫「少年に対する刑事処分」同・前掲注（22）339頁以下参照。
- (45) この点について、武内・前掲注（40）45頁以下は、成年年齢の引下げと連動しない改正であったにもかかわらず、刑事事件の特例からの一律排除や記事等の掲載の禁止の一部解除には、両者の密接な関連性が見られるとしている。
- (46) 八木正一「少年の刑事処分に関する立法論的覚書」小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀『刑事裁判論集 上巻』（判例タイムズ社、2006年）642頁。
- (47) 不定期刑をめぐる論点や議論の詳細については、丸山雅夫「わが国における不定期刑論 — 刑法改正作業と不定期刑」南山法学45巻2号（2021年）33頁以下参照。
- (48) 61条の意義等については、丸山雅夫「少年法61条の意義と内容」同・前掲注（22）387頁以下参照。
- (49) 吉中信人「推知情報」刑事法ジャーナル67号55頁以下。
- (50) 最高検察庁は、「犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻な事案は、立ち直りを考慮しても、社会の正当な関心に応える観点から氏名の公表を検討すべき」ことを通知していたが、2021年10月12日未明に発

生じた「甲府夫婦放火殺人事件」の19歳少年についてはじめての実名報道が認められている。こうした例外的な対応は、その後も通例化しているようである。

(51) 後藤弘子「実名報道と少年法改正」論究ジュリスト37号117頁。

IV わが国の少年法の今後

1 2021年改正は、少年法適用年齢の引下げという当初の目論見を断念して、18歳・19歳を少年法の適用対象とする態度を維持し、従前の20歳未満に一律に認められてきた特則の多くに適用除外を認めた点に特徴がある。また、それは、非行少年に対する刑事政策のあり方にも応えたものになっている。そして、侵害原理と行為責任の重視がそうした対応の根拠とされ、その結果、成人犯罪者への対応と同一・接近・類似する内容になっている。適用年齢引下げの見送りについては、従来からそれに強く反対してきた筆者として、まずは肯定的に評価することができる。ただ、今回の諮問は、「国法上の年齢の統一」という形式的な根拠以外には、18歳・19歳と20歳以上を同視することができるのか、さらには刑事司法において20歳以上と同一に扱ってよいかについては、積極的に触れるところがなかった。また、これらの点については、部会の中でも特に議論されることがなかった。そのことからすれば、将来的には、18歳・19歳の成熟度や可塑性を20歳以上と同視するという実質的な観点から、少年法適用年齢引下げの議論が再燃する可能性を否定できない。しかし、それは、「少年」という存在をどう考えるかの議論なしには決定できないし、すべきものでもない。ただ、今回の改正における侵害原理・行為責任の重視と成人犯罪者の対応への接近という事態は、適用年齢引下げの突破口になる可能性を持っている⁽⁵²⁾ ことには注意しておく必要がある。

2 行為責任の重視と成人犯罪者の対応への接近についても、国会での議論はもちろん、法制審議会少年法部会においても、正面から議論された形跡は見られない。少年法は、逆送された18歳・19歳の年長犯罪少年についても、「刑事」事件として刑訴法1条の適用を認めるとともに、「少年」事件として少年法1条の適用と特別扱いを認めている。こうした構造のもとで、諮問が求めた少年法適用年齢の引下げが実現すれば、18歳・19歳の犯罪には、もっぱら刑訴法1条の目的規定が適用されるはずであった。そこでは、侵害原理が介入原理とされ、行為責任が前提とされることから、個々の行為者の要保護性（行為者責任）は量刑事情としての考慮にとどまるはずであった。こうした事情から、適用年齢の引き下げの検討を求められた法制審議会は、18歳・19歳を成人と見なす議論を展開し、侵害原理と行為責任を当然の前提として、18歳・19歳の成熟度や可塑性に関する実質的な議論に踏み込むことがなかった。それが、会議の終盤に年齢引下げの見送りが決定したため、侵害原理と行為責任について詰めた議論をすることなく、年齢引下げを前提とした当初の認識が当然のこととして引き継がれてしまったという事情がある。その意味で、2021年改正法は、少年法の根本に関する論点を十分に議論することなく成立したのと言わざるをえず、重大な問題を孕んでいると言わざるをえない。

他方、民法上の成年年齢が18歳になったこととの関係を重視する立場からは、「今回の改正法が目指した18歳・19歳の年齢層については20歳以上の者とも18歳未満の者とも異なる取扱いをするという趣旨は正当であり、改正法において導入された『特定少年の特例』に関する各規定も、18歳・19歳の年齢層に対する社会的・法的地位に応じた対応の必要性和教育的処遇の確保という目的の実現手段として採りうる対応であったと評価出来よう」とする肯定的な捉え方も見られる⁽⁵³⁾。しかし、18歳・19歳を少年法の適用対象としたままで侵害原理と行為責任を当然の前提とした改正であったことを考えるならば、このような評価はあまりに楽観的なものと言わざるをえない。もちろん、法律の制定や改正は、最終的には国会の多数決によるから、問題点を残したままで成立することも稀ではないし、2021年改正も、まさにそのようなものであった。したがって、改正法が成立した現時点で重要なのは、今回の改正を前提にしながら、家庭裁判所がどのような実務を展開していくかにかかっている。18歳・19歳が少年法の適用対象に残された以上、家庭裁判所は、特定少年についても少年法の理念（1条）を実現する対応が強く期待されているのである⁽⁵⁴⁾。

(52) 須藤明「調査官からみた『少年法改正案』の問題点」季刊刑事弁護106号60頁。なお、山口直也「特定少年の特例を新設することの意味」判例時報2478号（2021年）153頁以下参照。

(53) 渡邊・前掲注（40）112頁。

(54) 2021年改正法の施行状況については、福岡涼「改正少年法施行後の運用状況について」家庭の法と裁判42号（2023年）100頁以下があるが、現時点で一般化できるまでの傾向をうかがい知ることはできない。